**平成２６年（フ）第７１号**
福岡県久留米市東櫛原町1516番地１　106マンション102号
債務者　佐々木富美子
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２６年（フ）第７７号**
福岡県久留米市国分町403番地１、前住所北海道川上郡標茶町字弟子屈816番地
債務者　増田　由美
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２６年（フ）第７８号**
福岡県久留米市青峰３丁目13番2224号、前住所福岡県久留米市青峰３丁目１番933号
債務者　木田　浩之
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２６年（フ）第１０５号**
大分県別府市大字亀川1220番地の２　広町ハイツ205号
債務者　髙橋　正三
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２６年（フ）第４号**
大分県竹田市荻町高城1128番地１
債務者　荒牧須美子
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
大分地方裁判所竹田支部

**平成２６年（フ）第１０５号**
宮崎市清武町加納４丁目29番地　コーポかのうＢ棟301号
債務者　平川妃呂子
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２６年（フ）第５７号**
鹿児島県鹿児島市下荒田２丁目１番１号　サンプラス荒田705号
債務者　竹山　　学
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２６年（フ）第７２号**
鹿児島県鹿児島市田上台１丁目８番１号　ホワイトハイツ田上312号
債務者　中馬　朱里
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２６年（フ）第７８号**
鹿児島県鹿児島市小川町２番29号　城山荘401号
債務者　篠原　昊治
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２６年（フ）第８７号**
鹿児島県鹿児島市玉里町３番14号　玉里第３ビル105号
債務者　渡辺　勇紀
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２６年（フ）第１８号**
鹿児島県阿久根市鶴川内8143番地
債務者　大田　裕二
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**平成２６年（フ）第５号**
石川県七尾市石崎町タ部７番地12
債務者　藤田　昌子
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
金沢地方裁判所七尾支部

**平成２６年（フ）第３７号**
福岡県飯塚市鯰田2370番地２
債務者　大屋恵美子
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成２６年（フ）第３号**
北海道網走市潮見10丁目10番13号
債務者　吉田　浩志
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

**平成２６年（フ）第２６号**
石川県小松市川辺町２番地68、住民票上の住所大阪府羽曳野市はびきの２丁目７番17―714号
債務者　山本　一成
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
金沢地方裁判所小松支部

**平成２６年（フ）第２９号**
石川県加賀市山中温泉菅谷町イ238番地　末田アパート１号室
債務者　久木田博文
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
金沢地方裁判所小松支部

**平成２６年（フ）第５６号**
福井県丹生郡越前町丸山144番地
債務者　竹川　一弘
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
福井地方裁判所民事部破産係